

鳥取県公報

平成 27 年 12 月 18 日(金) 第 8 7 6 0 号

每週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関(804) 鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関(805) 土地収用法による事業の認定(806)(県土総務課) 公共測量の実施(807)(")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(子ども発達支援課) ・・・・・・2 ・・・・・・・・・・・2 ・・・・・・・・・・3
^	Series Andre	. →	指定居宅介護支援事業者の指定(809) (西部総合事	
\Diamond	選管公公		選挙管理委員会の招集(55)・・・・・・・・・・ 自衛官の募集(危機対策・情報課)・・・・・・・・	
\Diamond	公	告	日 日 日 日	

示

鳥取県告示第804号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置 するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県スポーツ情報サイト構	鳥取県スポーツ情報サイト構築業務	平成27年12月18日から	スポーツ課
築業務プロポーザル審査会	に係る受託者の選定に関する事項	平成28年1月15日まで	

鳥取県告示第805号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置 するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
療育園電子カルテシステム開	鳥取療育園及び中部療育園の電子カ	平成27年12月18日から	子育て王国推進
発及び保守等業務評価委員会	ルテシステム整備業務に係る受託者	同月31日まで	局子ども発達支
	の選定に関する事項		援課

鳥取県告示第806号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第 26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月18日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 起業者の名称
 - 鳥取市
- 2 事業の種類

鳥取市立美保保育園改築事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 鳥取市吉成二丁目地内
 - (2) 使用の部分 鳥取市吉成三丁目地内
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性

鳥取市立美保保育園改築事業(以下「本件事業」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2 条第3項に規定する第2種社会福祉事業である放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業及び保育 所を経営する事業に用いる施設を整備する事業であり、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福 祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事 用道路兼施工ヤードの設置工事は、法第3条第35号に掲げる施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である鳥取市は地方公共団体であり、本件事業を実施する権能を有しており、本件事業 に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事 業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事 業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

現在の美保保育園(以下「本施設」という。)は昭和51年の建築であり、施設及び設備の老朽化が著し い。また、施設スペースが狭小であるため、利用希望者の数に定員が追いついていない状況である。本施 設への入園希望者は定員180人を常に上回っており、一部の希望者は他の保育所への入所を余儀なくされ ている。放課後児童クラブにおいては、登録児童数が定員135人と同数になっており、平成29年度以降に見 込まれる登録児童数は定員を超える数となっている。

本施設の駐車場は、利用者の数に対して駐車可能台数が極端に少なく、混雑時には、狭小な道路に渋滞 の車列が並ぶため、徒歩で帰宅する利用者に危険が及んでいる。

本件事業は、想定需要数を満たすことができるよう3施設を合築し整備するものであり、各施設におい て今後増加すると見込まれる利用希望者の受入拡大をし、利用者に安全で安心な保育環境を提供するもの である。また、利用者の車両の駐車スペースが拡大することによって送迎時の渋滞が解消されることから、 保護者の利便性が向上し、本施設付近を通行する歩行者、自転車及び自動車の交通事故の危険性、本施設 付近の居住者への交通騒音が低下する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例 (平成10年鳥取県条例第24号) による環境影響評価の対象事業で はなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益 を最小限のものとすることができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、利便性、静寂性、工事が周囲に与える影響等を条件 に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして起業地が選定されており、最 も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、 法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業において整備する3施設は、いずれも今後も利用者の増加が見込まれており、本件事業を早期 に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用 としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の 規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

鳥取市富安二丁目138-4

鳥取市役所福祉保健部健康・子育て推進局児童家庭課

鳥取県告示第807号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、日野川河川事務所

長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の 規定により告示する。

平成27年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

2級基準点測量、3級水準測量 1 作業種類

2 作業期間 平成27年12月21日から平成28年3月25日まで

3 作業地域 米子市皆生温泉~境港市新屋町

鳥取県告示第808号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年 2月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年12月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成27年12月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人メルヘン福祉会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

松原 千晶

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 西伯郡伯耆町久古1042

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方に対して、自立した日常生活及び社会活動を営むことに関する事業を行い、イ ンクルーシブ社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第809号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、 同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 中

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人尚仁福祉会	居宅介護支援	日野郡江府町大字久連7	平成27年12月11日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第55号

平成27年第13回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年12月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 愃

- 1 日時 平成27年12月25日(金) 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について

(2) その他

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとさ れた場合を含む。)の規定に基づき、平成27年度第4回自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとお り告示する。

平成27年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生(男子)予定数
 - (1) 陸上要員:若干名
 - (2) 海上要員:若干名
 - (3) 航空要員:若干名
- 2 募集期間

平成27年12月18日(金)から平成28年1月22日(金)まで

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日

平成28年2月6日(土)

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603

5 合格発表予定日

試験実施日に示す。

6 採用予定時期

平成28年3月下旬又は4月上旬(詳細は、採用予定通知書で通知)

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38 条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部 (0857-23-2251)

鳥取募集案内所 (0857-26-4019)

倉吉地域事務所 (0858-26-2900)

米子地域事務所 (0859-33-2440)